# 平成24年度 第4回市川市自立支援協議会 会議録(概要)

1 開催日時:平成25年3月21日(木)13時35分~15時45分

2 場 所:急病診療・ふれあいセンター2階 第2集会室

3 出席者:朝比奈委員、磯部委員、植野委員、内野委員、遠藤委員、大井委員、 木下委員、金委員、木本委員、小井土委員、酒井委員、佐々木委員、 永井委員、長坂委員、保戸塚委員、松尾委員、三嶋委員、三田委員、 山﨑委員

事務局:市川市 障害者支援課(木塚主幹、高橋主幹、池澤主査、石井主任)

傍聴:1名

# 4 議 事:

- (1)開会
- (2)専門部会・障害者団体連絡会からの報告
- (3)要綱改正について
- (4)閉会

# 5 提出資料:

- (1)相談支援部会資料
- (2)就労支援部会資料
- (3)生活支援部会資料
- (4)障害者団体連絡会資料
- (5)市川市自立支援協議会の運営に関する要綱
- (6)自立支援協議会設置運営要綱(国の要綱)

#### 【開会 13時35分】

# 【議事(1)開会】

山﨑会長 : 皆さんこんにちは。ただいまより、平成24年度第4回地域自立支援協議会を開催いたします。今日の議題ですが、各専門部会と障害者団体連絡会からの報告、それと自立支援協議会が法律に位置づけられたことで要綱が改正されたことについてとなっています。今年1年を振り返って来年度どのように取り組んでいくか協議することになると思います。特に重点的に取り組むべきことに留意して協議できるようにお願いします。では相談支援部会からの報告からお願いします。

【議事(2)専門部会・障害者団体連絡会からの報告】

相談支援部会からの報告

朝比奈委員:(資料に基づいて報告)地域移行支援協議会からの報告は、ご担当からお願い します。

木本委員 :(資料に基づいて報告)

朝比奈委員:先ほど私の報告の中で、権利擁護の体制作りについてふれましたが、平成 25年度の市川市の予算の中で、後見支援の仕組みづくりに新たに計上されているかと思いますが、現時点で可能な範囲でお知らせいただけますか。

高橋主幹:後見支援センター的なものですが、1,000万円計上されています。これは、地域福祉支援課の介護保険の特別会計となっています。健康福祉委員会で議員さんから「どこにお願いする予定か」と質問があり、そこでは「社協を想定しています」と地域福祉支援課から答えています。やっていただくことは、親族後見のフォロー、普及啓発、専門的な相談を受けること。今わかっていることは以上です。

山崎会長:地域移行については、市の地域移行協議会と県の関係とか、自立支援協との関係が分かりにくいので、後で解説をお願いします。それから、後見支援については社協の名前が出ていましたが、本日までの時点で委託に関する話は聞いていませんので、協議が続いていると理解していただければと思います。続いて、就労支援部会からお願いします。

# 就労支援部会からの報告

小井土委員:就労支援担当者会議での一般就労に関する取り組みについて報告します。 (「就労支援担当者会議」資料に基づいて報告)

酒井委員 : 福祉的就労担当者会議からの報告をします。(資料に基づいて報告)

小井土委員:引き続き、就労支援部会のあり方について報告します。(資料に基づいて報告)

#### 生活支援部会からの報告

松尾委員 : まず平成24年度の活動報告をします。(資料に基づき報告)3.のシンポジウムについては、重心サポート会議の方から報告をお願いします。

朝比奈委員:昨年度に引き続き、シンポジウムを開催しました。参加は83人で、スタッフを入れて90人でした。予想外でしたが、市の広報を見て通園施設に通うお子さんと親御さんが参加されました。世代を超えたつながりができてきたので、来年度の取り組みにもつなげていきたいと思います。

松尾委員 : 続いて25年度の課題と計画についてです。(資料に基づいて報告)

#### 障害者団体連絡会からの報告

大井委員 :(資料に基づいて報告)

山﨑会長 : ありがとうございました。それではここまでのことで、何か補足等ありましたら、付け加えていただければと思います。

酒井委員: 地域移行協議会について、精神障害者の地域移行自体が平成 16 年度から退院促進事業として圏域で県の委託事業として行われてきたものが、今年度から給付事業に変わったことで、委託はコーディネーターが残って、その仕事が地域移行協議会をつくるということなので関係者を集めて話し合っています。そちらも相談支援部会の周辺組織として位置づけたので報告しました。指定一般相談事業者のリストについては当事者、家族や病院関係者への周知をはかるものです。2番目の現状調査も、何がどのように動けば地域移行の相談の成果が上がるか、支援協でも反映していきたいと思います。県の地域移行推進部会は、今年度から県の自立支援協の専門部会で、これも広域での取り組みを検討するものです。ここで話し合われている遠隔地から市川圏域への転院についても、市の自立支援協でも考えていただきたいので報告しました。

山﨑会長 : ありがとうございます。圏域というのは市川市と浦安市ですよね?

酒井委員 : はい、そうです。ここでいう「地域移行」というのは精神障害者の地域移行 です。

松尾委員:生活支援部会の「送迎」に関して補足します。現段階の課題として、2点が 事業者の工夫ができることかと。例えば南部に事業所が少ないので南部の人 が北部への移動に困難を抱えていたり、送迎がないゆえにニーズに合ってな い事業所を利用していたりといったことがあります。また3点目に、仕組み として、障害福祉分野だけでなく他の仕組みと連動していくことが求められ るのではないかと。送迎に関しては全国的な課題なので、先進的な事例を日 中活動連絡会で調べて、その中でタクシーを使うという案がありました。こ の点については磯部さんからお願いします。

磯部委員:日中活動連絡会のほうでタクシー送迎について調べてもらって、それが市川でどれだけ実現可能かはさておき、いま市川市でやっている福祉タクシーの実態について分かれば、それを25年度の前半でモデル的な取り組みの材料とさせていただきたいと思います。

山﨑会長 : まず整理させてください。前半のお話で課題となっていたのは送迎ですが、 後半のタクシーの話は送迎を含めた「移動」という大きなくくりの話ですよ ね。事務局の方からは、福祉タクシーの仕組みについてもふれていただいた 上で、利用状況について報告いただくようお願いします。

池澤主査 : 福祉タクシーについては、対象は身体障害者手帳2級以上(視覚障害者は3級以上) 療育手帳A及びAの1、精神保健福祉手帳1級の方です。タクシーの利用1回につき1,200円を限度に料金の2分の1を助成します。タクシー利用券は年間312枚まで交付します。利用状況ですが、平成21年度の利用実人数(月ごとの累計)が10.179人、助成額は29,769,330円。22年度は11,174人に34,692,520円。23年度は11,655人に36,886,620円となっています。平成24年度の当初予算額は37,560,000円です。利用実績は伸びている状況です。

山﨑会長 : 交付に対する利用率はどれぐらいでしょうか。

朝比奈委員:何人が対象で、そのうち何人が使っているのかは?

池澤主査 :調べて、あとで報告します。

三田委員:参考までに私の例ですと、最初のうちは1年間で50枚でした。312枚となっていますが、私らも創意工夫しまして、バスや電車を利用したり、ガイドへルパーさんの応援もありますから、年々利用は減っていって、今は年間20枚ぐらいです。一概にはいえませんが、100%使う人もいれば10%の人もいると思います。

山﨑会長 : ありがとうございます。送迎についてその話が出てきたのは、活用できるんじゃないかと事業所さんが考えてのことですよね。

植野委員:2つほど質問があります。生活支援部会の報告を伺いました。平成24年度から、グループホーム・ケアホームの中にショートステイをすることが空き部屋利用で可能という考え方が盛り込まれていると思いますが、市川市でどういう展開があるのか教えていただきたい。

磯部委員:体験利用の希望はあって、そういう制度もできましたが、空き部屋がないので、なかなか体験利用の枠は作り出せないのが実態です。なので、別立ての体験利用の場が必要ではないかという話です。

植野委員 : 説明が足りなかったようですみませんが、23 年度まではグループホームに空

き部屋があっても、ショートステイは認められなかったと聞いていますが、 24 年度に厚生労働省からショートステイが受け入れ可能という通達があった ので、それが市川市としては空き部屋がないということで理解してよろしい でしょうか。

松尾委員: 一杯だということもありますし、この体験利用というのはグループホーム・ケアホームの制度内のことですので、そこに入居を前提とする体験利用になります。ですので、地域生活のアセスメントのために使うことはできないことになります。

植野委員: そうですか。 2 点目は、それぞれのサービスを聴覚障害者が利用する際、要約筆記や手話通訳を必要とする場合には、どのような方法で誰にお願いすればいいか、議論があればお願いします。手話通訳がないまま深刻になってから相談が持ち込まれたケースがありますので。モニタリングを含めて通訳がつくかどうかということです。

高橋主幹 :相談に限りませんが、聴覚障害の方については手話通訳や要約筆記の派遣が ありますので、それをご利用できます。

山﨑会長 : 植野さんがおっしゃっているのは、要約筆記や手話通訳をつけないまま行ってしまって、トラブルになるようなことがあるのではということでは?

植野委員 : そうです。

高橋主幹 :特にそういう報告は把握していませんが。

朝比奈委員:相談支援部会からお伝えすると、植野さんも入ってもらっていますが、相談 のプロセスで情報保障をどのようにしていくかということは大きな課題です。 いま、相談支援のガイドラインを作っていて、一番最初のところの流れが大 事なんじゃないかと。今の話で言えば、サービスが入り口になることもあれ ば、手話通訳の派遣が入り口になって、でも実は生活課題も含んだ様々な要 素があることもあって、常々「どこに相談に行ったらいいかわからない」と いうお話があって、市役所に行けばいいじゃないかと言われる一方で、その 窓口に行った時に本当のニーズを見分けて適切な流れを作ってもらえるかと いうところで当事者の方が苦労されているので、そこを見分けて交通整理す る力量を、市役所の方だけでなく我々も身につけなければいけないとなって、 わりとそのボリュームが大きくなっています。その中で、特に聴覚障害の方 の特性と、医療的ケアが日常的に必要な方々の特性については最初のところ でしっかり見分けができるよう加筆することになっています。聴覚障害のと ころについては植野さんにお願いしていますが、逆にガイドラインの側から そういうことを行き渡らせていく、道具として活用していくことが必要かと 相談支援部会としては認識しています。

山﨑会長 : 植野さんよろしいでしょうか。

植野委員:はい。実は相談支援部会だけでなく、他の部会についても関係があると思い、 あらためてお聞きしました。

山﨑会長 : 相談のプロセスでの配慮と、ガイドラインについてお話しいただきました。 これは、当事者の方があえて望まないときに、どうやってアウトリーチして いくかという話題も含まれるのかなと思います。

大井委員: 先ほど障害児支援連絡会を立ち上げるというお話があったんですが、障害者 団体連絡会には家族の会もあるので、横のつながりという意味で入れていた だきたいのですが、どうでしょうか。

朝比奈委員:とりあえず、何も集約する場がないので連絡会を立ち上げていくということで、現時点で想定されているのは関係機関ですが、今後間違いなくご家族、特に障害児の場合は親御さんが契約するので、団体連絡会の家族会の方たちもつないでいく必要性は認識しています。保戸塚さんから補足があれば。

保戸塚委員:参加メンバーについて協議していますが、保護者の方からも参加希望は聞い ています。順次お声がけしていきたいと思います。

大井委員 :分かりました。障害児が育っていく過程において成長できるものもあるので、 この連絡会に期待しています。それと就労支援部会に質問ですが、しゅうた んのほうで、アクセスを卒業された方の集まりについて、今後の検討状況は。

小井土委員:働いている方を対象に「ワーカーズトーク」という集まりを 2 回開催しました。その結果、知的障害の方には従来どおり企画を提供しての余暇の必要がありましたが、精神障害の方については何らかの場が必要ということで、継続的に横のつながり、情報提供をどのようにしていくか議論していきます。

大井委員:ある会社で、障害者雇用を促進していると、配置についても一人ではおかず、 二人以上にして、同じ話題で楽しめるようにしていると聞いています。必要 なお金を稼ぐだけでなく、仕事をしていく上で楽しみも大事なので、そうい う場を提供してください。

小井土委員:そうですね、重要なことだと思います。ありがとうございます。

山崎委員:障害者団体連絡会に、ワーカーズトークに参加した障害者の方が出席して、 ニーズを連絡会としてキャッチするようなことも考えてもいいのではないで しょうか。直接ニーズが入っている感じがないので。

木下委員: 団体連絡会としては、防災訓練に参加して、1月には行政のほうに要望書を提出しています。障害特性を知ってもらいたいので防災訓練に参加していきます。また自助は当然のことですが、万が一のために備蓄をしてくださいと。それから福祉避難所の整備、要援護者支援プランの見直し要望。また防災計画の策定に参加していきたいと、このようなことを要望しました。我々としても緊急の課題として考えていますので、今後自立支援協議会としても防災について検討して欲しいと思います。

大井委員:地域防災計画の中に、防災会議というのがあるそうなんですが、そこに我々も参加させて欲しいと付け加えておきます。

山﨑会長:要望となると、団体連絡会の総意なんですか。もし議論が煮詰まっていないなら、何をこの自立支援協に求めるのかをよく話し合ってください。そうすると意見が出るので、それを自立支援協として市に言っていくのか、事業者の連絡会として対応することなのかを検討することになります。ちょっと考えてください。

三田委員: いま私たちが困っている問題は、だんだん会員が減って高齢化して、若い人が入ってきません。45 名いたのが、今では35 名です。障害者支援課の窓口に来た人にも、団体を案内してくれるようにお願いしています。点字講習会に来る人も弱視の方なので、だんだん来なくなっていく。社会的な団体との接点が少なくて、どうしたらいいのか考える中で、生活支援部会とか相談支援部会とか、ハートフルセミナーとかで若い人の意見を聞いてもらって、そういうものを私たちの会でも話し合いたいと思います。

山﨑会長:障害に限らず、若い人が既存の組織に所属しないということがあって、一方で自分たちの障害を世の中と折り合っていくのがこのテーブルだとすると、 それをどうやって入れていくのか、未加入の方の意見を聞いてみたいという ご意見でした。ぜひ皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

朝比奈委員: 先ほど木下さんから防災のことがありましたが、要望の取り扱いが見通せていないので自立支援協としても関心をもって欲しいということですよね。もちろん市の対応を待つということもありますが、それ以外に、地域の各組織と障害者団体の距離を埋める取り組みができないかなと考えます。よく、えくるやがじゅまるに、「障害の理解について話して欲しい」という要望が来るんですね。こういうのがまだ相談機関にきているレベルなので、団体連絡会に直に入って、大人数でなく10~15人の集まりで平場でやりとりする活動を展開すると防災の取り組みも進むし、接点のない当事者との出会いにもつながっていくと思います。例えば浦安ではバリアフリーのパンフレットを作っていて、それを使ってお話をしているそうなんです。何かそういう、すぐにでもできそうな、お金もかからずにできそうな取り組みが見つけられると、市に対する要望ももっと力強くなっていくんじゃないかと思います。

本下委員: 防災フェアで、障害特性について配慮して欲しいことなどを書いたパンフレットを作って配布しましたが、その次の段階として実際に訓練を通じて特性を知ってもらって、それを行政だけでなくほかの団体にも流して欲しい。そういう要望をしているんです。ですからおっしゃるとおり、来年度の活動にそういったものを入れていくことは考えられると思います。

山﨑会長 :他にございますか。

大井委員: これは障害者団体連絡会としてではなく一個人の意見ですが、ここにいらっしゃる皆さんは、障害に対する理解の深い方々と思いますが、自分の法人に障害のある方を雇用しているところは私の知る限りでは 1 か所ですが、できれば障害者と一緒に働くというのは違う意味で障害者の見方ができるので、考えていただきたいと思います。

# 【議事(3)要綱改正について】

山﨑会長 : それでは次に議題の二つ目、自立支援協議会の設置要綱が改正されたという こと、その背景について、事務局からご報告をお願いします。

木塚主幹:(資料に基づいて報告)障害者自立支援法の改正に伴い、設置規定が法律に明文化されたことに合わせて、要綱の改正を行ったものです。さらに障害者総合支援法への改正に合わせて、4月1日からの施行として改正したものです。

山﨑会長 : ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ございますか。

植野委員:福祉に関しては各都道府県と同様に政令指定都市と中核市も含まれるという ことですが、もし中核市に名乗りをあげればこのへんの考え方は変わるのか を教えてください。

木塚主幹:基本的には国の要綱で市町村と都道府県での役割が定めてあって、都道府県 は広域での自立支援協議会の役割となっていますので、市川市が仮に中核市 になっても市町村と同様になると思います。

植野委員 : 市川市として中核市になって、考えが変わることがあれば教えてください。

朝比奈委員:率直に言って心配なのが、支援協でやっていきたいと思うことができるのかということ。例えば国の要綱の主な機能で、社会資源の開発改善に向けた協議を、やろうと思えばできることと、仕組みを変えたり政策や予算をからめないとできないことがこの要綱上どこで保障されるのか懸念しています。障害福祉計画の策定にあたって意見を聞くよう努めるとか、定期的に開催するとか国の要綱にあることが、「市長は必要と認めるときには」となっていて、自立支援協の存在とか位置づけがこれで十分なのか心配しています。

山﨑会長 : 市川市には社会福祉審議会があって、そことの整理の問題もあるのかと思いますが。

磯部委員:最初の頃は社会福祉審議会との意見交換を設けていただいたと思うのですが。 「意見を聞くよう努めなければいけない」どまりだと、頑張り続けることが 苦になるというか、審議会と協議会の関係は委員として知っておきたいです。

三田委員: この要綱は全部で何条あるんですか。その全体像が分かってこないと、意見を言ってくださいと言っても・・・

木塚主幹 : 市町村自立支援協議会については、市町村が設置するため市長が召集することとなっていますが、これまで同様に、開催が必要なときに開くことができ

るように条文を定めています。社会福祉審議会との関係ですが、社会福祉審議会は地方自治法で定められた審議会となっています。また障害者基本法の中で、市町村は審議会その他の合議制の機関を置くと定められていますので、それに基づいて設置しています。審議会は市川市における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他社会福祉に関する事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる機関として定められています。自立支援協議会については、相談支援のあり方やネットワークの構築など実務的な部分について協議していただく場として事務局では考えています。自立支援協議会と社会福祉審議会については、前回の計画策定のときにも社会福祉審議会と自立支援協議会の意見交換の機会を設けました。今後も相互の関係性については早急に検討していきたいと思います。

三田委員: 法改正で今までサービスを受けられなかった障害の方が受けられるという話 を聞きましたが、その市の長の意見によって変わるということはないんですか? 自立支援協議会の要綱とは関係はないんですか?

山﨑会長 : そのこととこのことは一応別の話です。ここに集まっている人が誰かという 話には関係してきますが。

植野委員: 昨年、社会福祉審議会と自立支援協議会との関係を図で説明いただいたかと思います。その関係がぶつかるような例が他の市であるのか、あればどのように対応しているかを知りたいのですが。今のままだとよくわからないので、整理して示して欲しい。

山﨑会長: 実務と法律的な切り分けと、情報の共有化については課題になっている部分があるかと思いますが。

木塚主幹 : 社会福祉審議会は、地方自治法第 138 条の 4 に「普通地方公共団体は、法律 又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委 員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機 関を置くことができる。」という規定に基づいて設置されています。その中で 障害のある方については障害者基本法第 36 条第 4 項に「市町村は、条例で定 めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制 の機関を置くことができる。」という規定があります。その「事務」について は、市町村障害者計画に関する事務を処理すること、障害者に関する施策の 総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の 実施状況を監視すること、障害者に関する施策の推進について必要な関係行 政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること、という規定になっています。自立支援協議会については、国の要綱に示されたような規定になっています。

山﨑会長 : 当初は政策協議も含めて相互の情報のやりとりがあって、車の両輪のように

進んでいくイメージだったんですが、今のお話ですと、自立支援協は地域で起こっている課題を拾い上げて、関係者や当事者と共有するところまでで、 出てきた課題は社会福祉審議会で取り扱うという意味でしょうか。

木塚主幹: 市川市としては自立支援協議会から相談支援体制について提言をいただいて、 総合相談支援事業を立ち上げた経緯があったと思いますが、もちろん政策と して反映できるものについてはとり上げていきます。社会福祉審議会との連 携についても、計画策定における意見聴取など行いながら今後進めていけれ ばと思います。そういう意味では考え方は変わっているものではありません。

植野委員: 変わっていると思いますが、違いますか。地方自治法では「機関を置くことができる」となっていますが、当時は自立支援協議会が存在しなかったから、 補完的に設置できるということだったのではないでしょうか。

朝比奈委員:審議会だけが動いていたときと状況は変わってきていると思うんですね。少なくともいま審議会委員に自立支援協議会委員のポストは入っていないですよね。たまたま私が臨時委員の職を賜っていたので、中核センター長としてよりは、自立支援協議会の課題を意識して持ち込んだということはあります。ですからいま、これだけ自立支援協議会の活動が進展している中で、あらためて次期計画への体制作りに向けて位置づけを明確にしていただきたいと思います。

松尾委員: 要綱の第 1 条について、この書き方だと自立支援協議会が何をする場なのかが分からないので。前回の要綱だと書いてあるんですが・・・国の要綱の第 2 の 2 を除くとあるのは、市町村障害福祉計画への意見聴取をしないということなんですか。

木塚主幹 : 計画の部分が抜けているのかというご指摘ですが、計画については障害者基本法に定める「合議制の機関」、市川市での社会福祉審議会ですが、障害者基本法の第 11 条に「市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。」と定められているんですね。その規定を受けて、障害福祉計画については自立支援協議会からの意見を社会福祉審議会で吸い上げて策定していくという形をとっています。

松尾委員 : 義務規定と努力規定は並存できないんですか。全くないというのは、まるで 計画に全く意見を述べられないように思えるんですが。

木塚主幹 : 今までもそうなんですが、自立支援協議会の意見も聞いていきます。

山﨑会長:要綱上は「聞かなくてもいい」と読み取れるというのが、松尾委員のご指摘ですが。

朝比奈委員:この場でやりとりできるのは限界があるかと思いますが、木塚さんや池澤さ

んが座ってくれている今で信頼できることと、人が替わって、当初の経緯を知らない人が入ってくることで違ってくると思うんです。市の法務担当とのやりとりで大変だったと思いますが、内部的な覚書なりで整理して明文化していくことが必要だと思いますので、そこはぜひ検討してください。

山崎会長: 私からは、社会福祉審議会に、風通しの良さを担保するために、この協議会のメンバーから委員を出して欲しいと思います。今までいくつもこうした協議会を見てきて、最後はいがみ合いでまとまらないのを目の当たりにすると、きちんとしたルール作りが大事だと思います。

植野委員:他の市の場合はどうなんでしょうか。千葉県の他の市で、モデルにするところがあれば・・・川越市などにもあるのでしょうか。そういう例も参考にしてほしいと思います。

山﨑会長 :他によろしいでしょうか。

池澤主査: 先ほどご質問のあった、福祉タクシーの対象者についてですが、先ほど申し上げた「利用実人数」は、毎月の実人数の累計となっています。より実感としては、利用対象者・登録者・更にその中で利用のあった人という数字が分かりやすいかと思いますが、全て数字を述べると煩雑ですので平成23年9月末時点の数字のみ申し上げます。利用対象者が7,117人。登録者が5,817人。実利用者が1,629人となっております。

山﨑会長 : ありがとうございました。これで本日予定しておりました議題は全て終了しました。 いったん事務局にお返しします。

高橋主幹: 長時間にわたりありがとうございました。次回の協議会は、年度明け後になります。日時や開催場所につきましては、後日お知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

# 【議事(4)閉会】

山﨑会長 : ありがとうございました。それではこれで、平成 25 年度第 4 回地域自立支援 協議会を終了いたします。

#### 【閉会 15 時 45 分】